

## インフラツーリズム有識者懇談会

## 設立趣旨（案）

インフラは日常の生活や経済活動を支えているだけではなく、観光資源として活用できる地域固有の財産であり、普段触れることのできないインフラの内部や工事中の風景などを見学する「インフラツーリズム」が各地で実施されています。

観光産業を我が国の成長に資する基幹産業とするため、政府全体で取り組まれている中で、魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放として、「インフラツーリズム」について積極的に取り組んでいるところです。

インフラツーリズムに取り組み5年が経過し、多くの来訪者を集める魅力的な施設も増えてきていますが、インフラの魅力を十分に活かしていない施設も多数存在します。

このため、本懇談会は、インフラを観光資源として活用するインフラツーリズムの付加価値を高め、地域や民間と連携した新たなインフラツーリズムに育て、展開していくために必要な方策について、幅広く議論することを目的として設立するものです。

# インフラツーリズム有識者懇談会 規 約（案）

## （名称）

第1条 本懇談会は、「インフラツーリズム有識者懇談会」（以下「懇談会」という。）と称する。

## （目的）

第2条 懇談会は、インフラツーリズムの拡大に必要な方策について検討することを目的とする。

## （委員）

第3条 懇談会の委員は、別紙のとおりとする。

2 委員の任期は、懇談会の検討が終了するまでの間とする。

## （委員長）

第4条 懇談会に座長を置く。

2 座長は、事務局の推薦及び委員の確認により定める。

3 座長は、懇談会の議長となり、議事の進行にあたる。

## （委員以外の者の出席）

第5条 座長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、懇談会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

## （議事の公開）

第6条 懇談会は原則として公開とする。ただし、特段の理由があるときは、非公開とすることができる。

## （事務局）

第7条 懇談会の事務局は、総合政策局公共事業企画調整課に置く。

## （その他）

第8条 本規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

## （附則）

本規約は、平成30年11月 日から施行する。

インフラツーリズム有識者懇談会  
委員名簿

阿部 貴弘	日本大学理工学部 教授
河野 まゆ子	株式会社 J T B 総合研究所 主席研究員
篠原 靖	跡見学園女子大学観光コミュニティ学部 准教授
清水 哲夫	首都大学東京大学院都市環境科学研究科 教授

(五十音順、敬称略)